

区分		広告規制型景観形成地区（大江霊仙寺線）における基準	広告規制型景観形成地区（本陣通り）における基準	
自家用	許可の要否	総面積5㎡以下は届出制度（※）	左と同じ	
	総量規制	15㎡		
	色彩	(1) 広告物の主要な下地および掲出物件の色について、次の彩度を超えないものとする。 0. 1YRから10Yまで 彩度10 0. 1GYから10Rまで 彩度8 (2) 表示面の下地以外の色において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。 R系 6以上 R系以外 8以上		
	野立広告板	幅4.5m以下、高さ10m以下		
	野立広告塔	幅4.5m以下、高さ10m以下		
	壁面広告物	壁面の面積×1/4 壁面からはみ出さない		
	突出広告物	突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ 官民境界から1m以内 上端の高さ：取付壁面の高さを超えない 下端の高さ：(車道) 4.7m以上 (歩道) 2.7m以上		
	屋上広告物	禁止		建築物の最上階の棟の高さを越えない
	電柱広告	—		左と同じ
	立看板	周辺と調和		
	広告旗			
	はり紙			
	はり札			
アーチ広告物				
広告幕				
アドバルーン				
ぼんぼり				
非自家用	許可の要否	禁止	左と同じ	
	総量規制			
	色彩			
	野立広告板			
	野立広告塔			
	壁面広告物			
	突出広告物			
	屋上広告物			
	電柱広告	巻付け広告物：下端の高さ1.2m以上 長さ1.8m以下 袖付け広告物：下端の高さ (歩道上) 2.7m以上 (車道上) 4.7m以上 長さ1.5m以下 突出し幅0.9m以下 表示面積1.2㎡以下 原則歩道または民地側へ向けて設置 個数：1柱につき巻付け広告物1巻と袖付き広告物1個以内		
	立看板	周辺に調和		
	広告旗			
	はり紙			
	はり札			
アーチ広告物				
広告幕				
アドバルーン				
ぼんぼり				
相互間距離	—			

区分		広告規制型景観形成地区（大江霊仙寺線）における基準	広告規制型景観形成地区（本陣通り）における基準
案内図板	許可の可否	すべて許可が必要	すべて許可が必要 広告主が同一地区内にあるものに限る
	総量規制	—	—
	色彩	(1) 広告物の主要な下地および掲出物件の色について、次の彩度を超えないものとする。 0. 1 Y R から 1 0 Y まで 彩度 1 0 0. 1 G Y から 1 0 R まで 彩度 8 (2) 表示面の下地以外の色において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の 2 分の 1 を超えることはできない。 R 系 6 以上 R 系以外 8 以上	左と同じ
	面積	3 m ² 以下	
	高さ	4. 5 m以下	
	集約化	2 人以上なら 5 m ²	
	表示内容	地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告物表示面積の 4 0 %	
	個数等	同一広告主が複数掲出する場合は、 相互間距離を 5 0 0 m 以上離すこと。	

※届出に係る基準については、許可基準を準用する。